

南相馬市一般廃棄物処理基本計画 ～概要版～



令和 8 年 4 月



南 相 馬 市

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

ごみの排出量を減らし、可能な限り資源化へ取り組んでいく循環型社会の形成には、市民や事業者、市がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組むことが求められます。

本計画では前回計画の基本理念・基本方針を継続して掲げ、誰もが安心・安全に暮らせるまちを目指して取り組んでいきます。

1. 計画改定の趣旨

南相馬市（以下、「本市」という。）では、平成 28 年 3 月に令和 7 年度を計画目標として策定した「南相馬市一般廃棄物処理基本計画」を令和 3 年 6 月に改訂し、廃棄物の適正処理や排出量削減に向けて取り組んできました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、燃えるごみとして排出される草木類の増加、便利・簡単消費志向が定着する生活スタイルの変化、少子・核家族化による人口減少が起こっている一方で、世帯数の増加などにより、本市のごみ排出量は前回計画において予測したごみ排出量を大幅に上回っています。さらに、前回計画期間中には新型コロナウイルスが流行し、リモートワークの普及等、市民の生活様式や消費行動に大きな変化をもたらしました。

以上のことから、本市における一般廃棄物処理の現状や課題、廃棄物をめぐる社会・経済情勢などを踏まえ、前回計画で想定していた将来の一般廃棄物発生量等を大幅に見直す必要があることから、本市の一般廃棄物処理基本計画を新たに策定し他の計画と一体的に取り組めます。

また、近年国内外で課題となっている食品ロスの削減に関し、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが望まれていることから、本市でも、新たに「食品ロス削減推進計画」を作成し、食品ロスの発生抑制に取り組めます。

2. 計画目標年度

本計画は、令和 8 年度を初年度とした 10 年間の計画であり、令和 12 年度を改定年度とします。なお、諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行います。

◇計画策定年度◇
令和 8 年度

◇改定年度◇
令和 12 年度

◇計画目標年度◇
令和 17 年度

3. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理状況及び課題

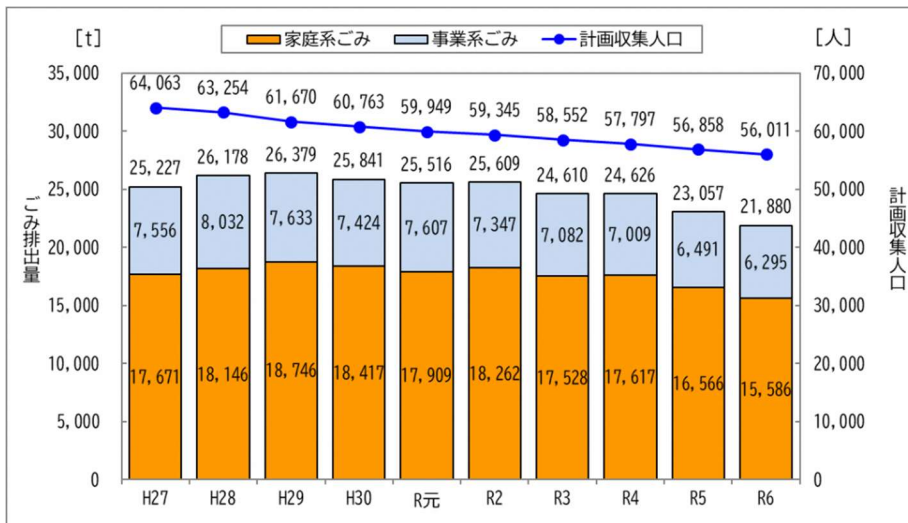
本市におけるごみ処理の現状及び課題の概要は以下のとおりです。

ごみの排出	- 人口減少に伴い量は減少するが、人口 1 人あたりのごみ量が高い傾向 - 燃えるごみ中の厨芥類（食品ロス）の割合が高いことから、食品ロス削減に効果的な方策の周知・啓発が必要
資源化・リサイクル	- 資源化量は横ばいの傾向 - 燃えるごみ中の紙・布類・プラスチック等のリサイクル可能物割合が多い
中間処理及び一般廃棄物処理施設の整備	- 排出段階における燃えるごみの含水率低下に向けた対策が必要 - クリーン原町センターが令和 16 年度に稼働停止予定であり、新たな施設の建設や整備方針の検討が必要
最終処分	- 最終処分量は横ばいの傾向だが、令和 16 年度までの埋立継続が必要 - 残余容量に応じて、新規最終処分場の整備や広域化の検討が必要
一般廃棄物処理経費	- 収集運搬経費が増加傾向であり、収集運搬ルート等の見直しが必要 - 中間処理経費削減のため、ごみの発生抑制や分別の徹底、維持管理計画等の適宜見直し等の検討が必要

(2) ごみ排出量の状況

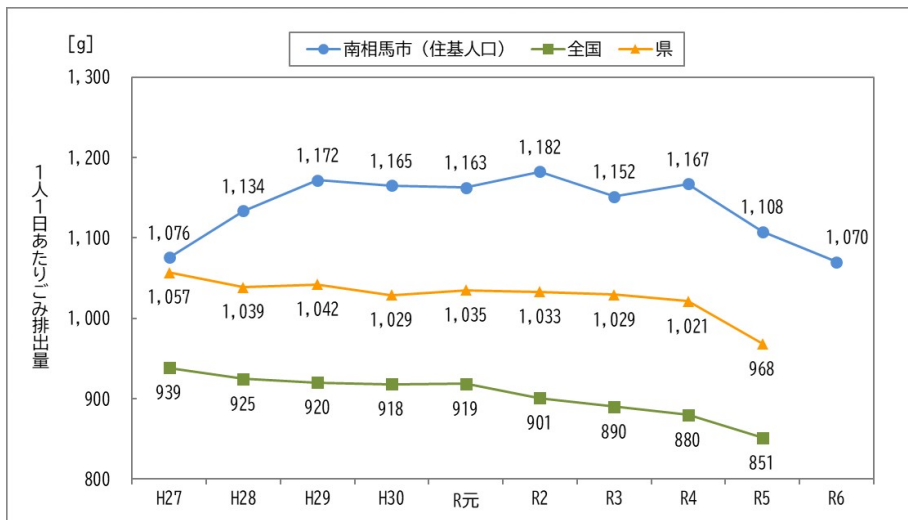
本市のごみ総排出量は令和6年度21,880tとなっており、平成27年度と比較して減少傾向にあります。
家庭系ごみ・事業系ごみ排出量ともに燃えるごみの割合が最も高い状況となっています。

家庭系・事業系ごみ排出量（令和6年度実績）



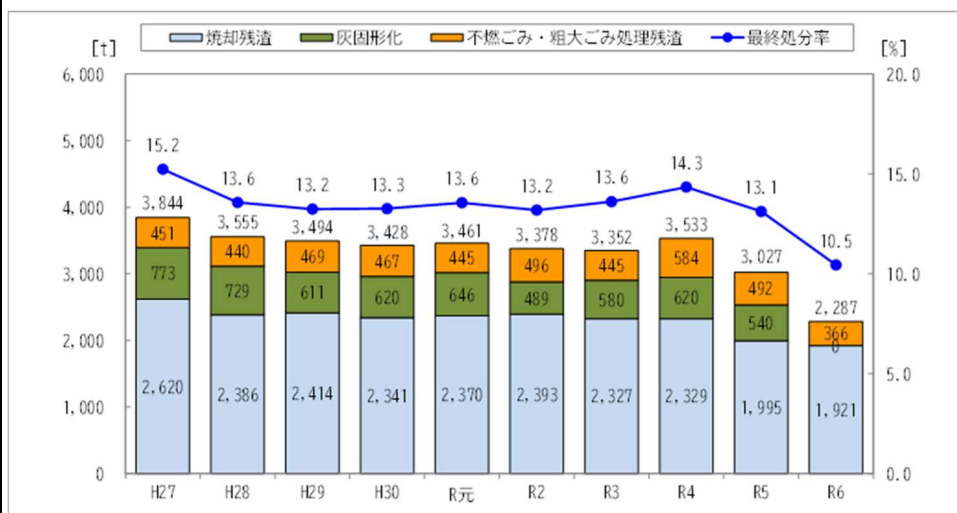
総排出量：21,880t
家庭系ごみ排出量：15,586t
→減少傾向
事業系ごみ排出量：6,295t
→減少傾向

1人1日あたりごみ排出量（令和6年度実績）



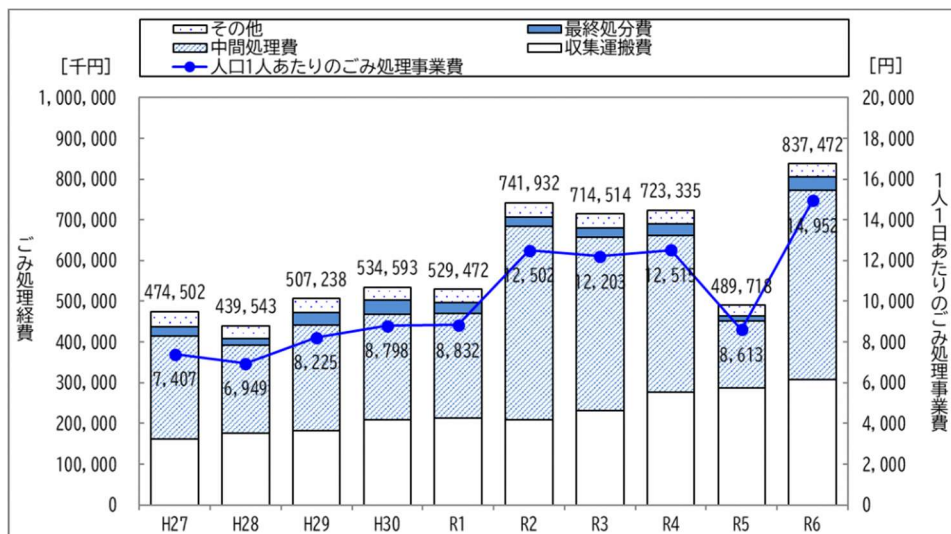
1人1日あたりごみ排出量
本市人口：1,070g/人・日
→増加から減少傾向

最終処分量及び最終処分率（令和6年度実績）



最終処分量：2,287t
→減少傾向
最終処分率：10.5%
→減少傾向

ごみ処理経費（令和6年度実績）



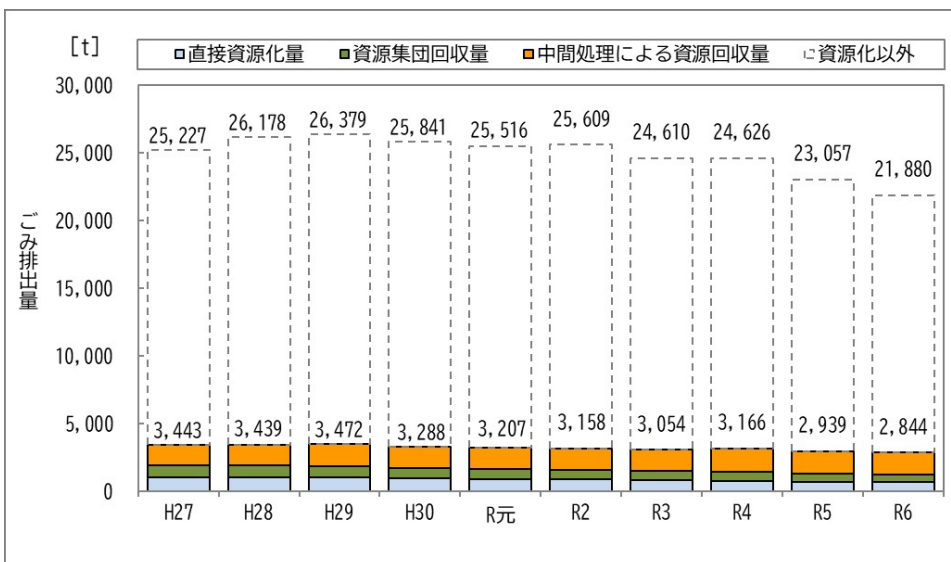
年間の処理経費：837,472 千円

→増加傾向

1人あたりの年間処理経費
：14,952 円

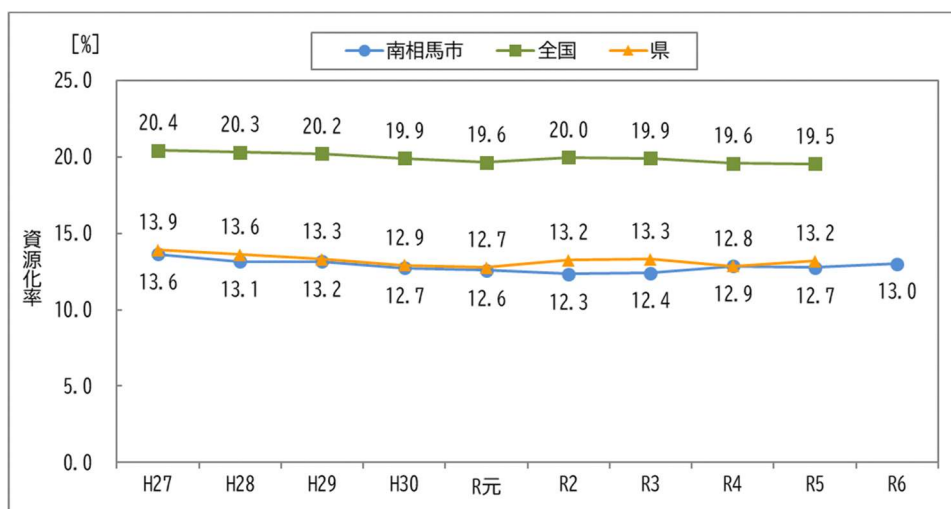
→増加傾向

資源化量及び資源化率（令和6年度実績）



資源化量：2,844t

→減少傾向



資源化率：13.0%

→横ばい

(3) 基本理念及び基本方針

本市の基本理念及び基本方針を以下のとおり定めます。

市民一人ひとりが「もの」を大切にし、捨てるものを減らし、資源が循環して使用されるまちを構築する。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

～廃棄から再利用・再資源化のまちづくり～

基本方針 1：市民の意識醸成と市民、事業者、市の連携推進

ごみ問題に対する市民や事業者の意識を向上させ、取組を推進していきます。また、市民、事業者、市の三者の連携が必要不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

基本方針 2：ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

持続可能な社会を構築するために、市民や事業者に対し、具体的なごみの排出方法ならびにリサイクル手法を発信し、再使用や再生利用に取り組みやすい環境を整備してごみの発生抑制を推進していきます。

基本方針 3：環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の過程において発生する環境への負荷を抑制するとともに、リサイクルを推進していきます。

基本方針 4：ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

将来的に本市で発生するごみをゼロへ近づけるため、ごみの発生抑制などの3R運動の重要性を改めて市民や事業者へ発信し、ごみゼロへ取り組んでいきます。

(4) 数値目標

計画目標年次である令和17年度の数値目標を以下のとおり定めます。

本市では、16の重点施策を推進し、令和17年度において1人1日あたりごみ排出量を748g/人・日まで削減するものとします。

■1人1日あたりのごみ排出量

【R6】1,070g/人・日⇒【R17】748g/人・日以下

■リサイクル率

【R6】13.0%⇒【R17】23.6%以上

■最終処分量

【R6】2,287t/年⇒【R17】1,376t/年以下

■1人1日あたりのごみ焼却処理

【R6】925g/人・日⇒【R17】539g/人・日以下

(5) 今後の施策体系（重点施策）

基本方針1 市民の意識醸成と市民、事業者、市の連携推進

<市民の意識醸成・普及啓発計画>

重点施策1：市民及び事業者への普及啓発

- ◆広報誌や啓発チラシの作成、市HPやSNS等を活用して、リサイクルやプレサイクルの考え方を周知
- ◆隣組未加入者や集合住宅居住者へごみの排出・分別方法や集団回収への協力を周知
- ◆【新規施策】市内イベント時の啓発ブース設置
- ◆【強化施策】学校のほか、行政区、地区の住民に対しごみの分別やリサイクル、食品ロスに関する説明会、出前講座を実施

重点施策2：環境教育の推進

- ◆【強化施策】小中学生に対するごみ処理施設見学や環境教育の推進
- ◆【強化施策】学習の場としてごみ処理施設の見学受入やリサイクルプラザを活用

<不法投棄対策計画>

重点施策3：不法投棄の監視体制の強化

- ◆【強化施策】撮影機能を有する不法投棄監視カメラの設置
- ◆不法投棄監視員の活動支援

基本方針2 ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

<排出抑制・リサイクル計画>

重点施策4：ごみの排出抑制へ向けた取組推進

- ◆【強化施策】市民や事業者による生ごみの水切り徹底、食品ロス削減を推進
- ◆マイバッグ・マイボトル持参を推進し、容器包装の削減を推進
- ◆【強化施策】事業者によるごみ排出抑制を推進
- ◆生ごみ処理容器設置報奨金の拡大
- ◆【新規施策】フードドライブの実施

重点施策5：ごみの排出抑制へ向けた普及啓発

- ◆【新規施策】優良事業者表彰制度の検討
- ◆【強化施策】市民や飲食店に対して食品ロス削減のための啓発活動を実施

重点施策6：適正分別の推進

- ◆【強化施策】紙ごみ、プラスチックの分別徹底及び簡易包装の推進
- ◆【新規施策】家庭ごみ収集カレンダーやごみ減量ガイドブック、ごみサク、LINE等による分別の推進
- ◆【新規施策】リチウムイオン電池やスプレー缶の分別徹底、排出方法の周知
- ◆【新規施策】南相馬市ごみ分別アプリ、ごみ分別ゲームの周知と認知度向上

重点施策7：リサイクルの推進

- ◆資源の集団回収拡大や収集物の品質向上、収集量の増加へ向けた取組の支援や実施
- ◆【強化施策】オフィス古紙等、事業者と市が連携したリサイクルシステムづくりの推進
- ◆【新規施策】小型家電、古着回収イベントの実施

基本方針3 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築

<中間処理計画>

重点施策8：中間処理施設の整備

- ◆中間処理施設でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進

<最終処分計画>

重点施策9：最終処分場の整備

- ◆【新規施策】最終処分場でのごみの適正処理と計画的な管理・運営を推進

<脱炭素社会推進計画>

重点施策10：脱炭素社会の推進

- ◆【新規施策】ごみ排出量の削減による温室効果ガスの削減を推進
- ◆【新規施策】バイオマス資源化による再生可能エネルギー活用の検討

基本方針4 ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

<中・長期的なごみ処理体制整備計画>

重点施策11：発生抑制に向けた施策の検討

- ◆【新規施策】クリーン原町センターへの直接搬入に対する見直し

重点施策12：資源化に向けた施策の検討

- ◆【新規施策】プラスチック使用製容器包装の分別収集を呼びかけ、周知
- ◆小型家電の収集を推進
- ◆【新規施策】燃えるごみに含まれる資源物の資源化を推進

重点施策13：高齢者世帯に対する収集・運搬の推進

- ◆要配慮者の家庭ごみに対する収集・運搬体制の確立

重点施策14：施設整備へ向けた施策の検討

- ◆【強化施策】新規焼却施設整備のための計画、スケジュール検討
- ◆【強化施策】新規最終処分場整備のための計画、スケジュール検討
- ◆民間活力を利用したリサイクル施設の整備を検討



<長期的な取組
の検討・実施計
画>

重点施策 15：新たな資源化の実施に向けた取組

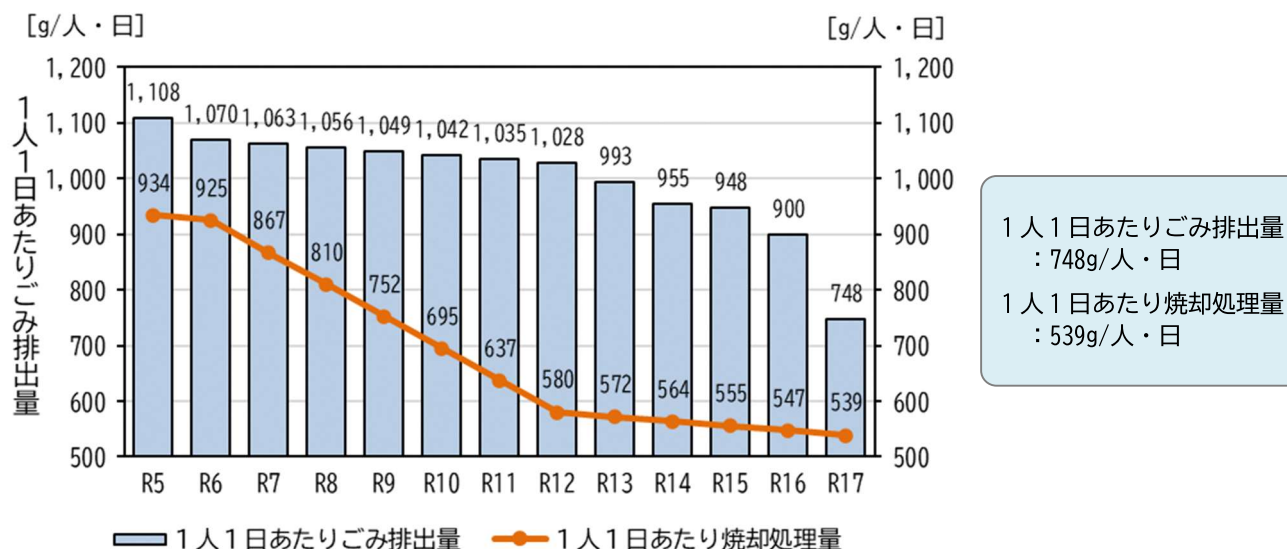
- ◆【新規施策】プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を実施
- ◆【新規施策】使用済み紙おむつの資源化の調査・実施
- ◆【新規施策】剪定枝・草木類の資源化の調査・実施
- ◆【新規施策】生ごみの資源化の調査・実施

重点施策 16：新たな発生抑制に向けた取組

- ◆【新規施策】ごみ処理有料化の検討

(6) 1人1日あたりごみ排出量の将来推移

1人1日あたりごみ排出量の将来推移



(7) 数値目標の達成に向けた市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市の役割

【市民の役割】

- ・ごみを減らす工夫を日常的な生活で心がけ、ごみをできる限り出さないライフスタイルを実践します。
- ・購入した商品を長く使用するほか、商品選択時には繰り返し使用できる商品や環境に配慮した再生品を選択します。
- ・市、事業者の行う取組に積極的に参加します。

【事業者の役割】

- ・原材料の選択や加工過程を工夫、容器包装の簡素化等を行い、排出抑制を推進します。
- ・製品の再生利用等の取組を事業者間で連携して行う等の循環利用を推進します。
- ・耐久性に優れた商品の製造又は販売、故障時の修理体制の整備、長く使用するために必要な情報提供等を積極的に行います。
- ・自らが製造・販売等を行った製品や容器等がごみとなったものについて、可能な限り自主的に引き取りを実施し、循環利用を推進します。

【市の役割】

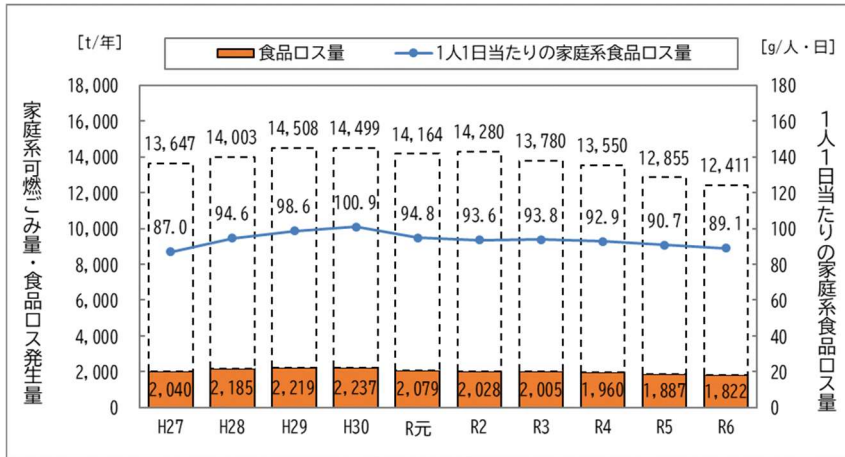
- ・排出されたごみの適正処理・処分を行います。
- ・ごみ処理に係る事業費の削減のため、各種取組を実施します。
- ・ごみの減量、資源化に係る計画や目標の設定等、市民・事業者に対する取組を支援します。
- ・ごみ処理事業の現状、技術的知見の把握・集約に努め、市民、事業者に必要な情報を積極的かつ明確に提供します。
- ・ごみや資源物の循環利用に係る支援等を行います。

4. 食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロスの現状

本市における食品ロスの現状は以下のとおりです。

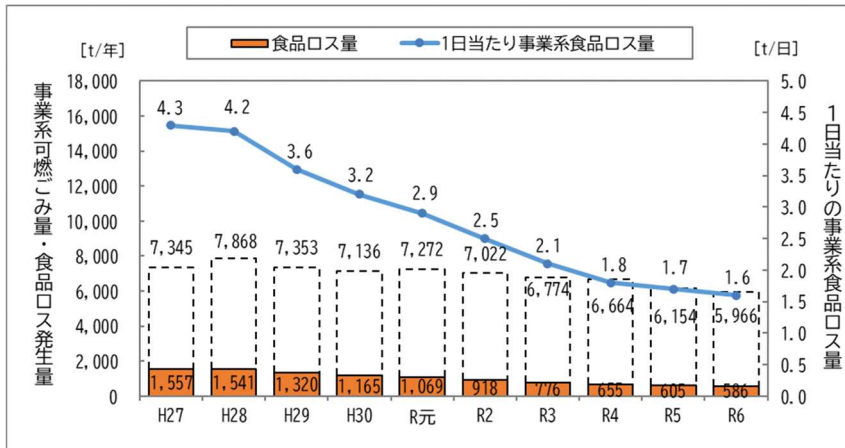
家庭系食品ロス量推計値



家庭系食品ロス量：1,822t
→増加から減少傾向

1人1日あたり食品ロス量
：89.1 g/人・日
→増加から減少傾向

事業系食品ロス量推計値



事業系食品ロス量：586t
→減少傾向

1日あたり食品ロス量
：1.6 t
→減少傾向

(2) 今後の食品ロス削減推進計画

基本方針：食品ロスの発生抑制及び減量化の推進

食品ロス削減に対する市民や事業者の意識を向上させるため、必要な情報発信と普及啓発を行います。市民、事業者、市の三者の連携が不可欠であるため、それぞれの役割を明確にし、相互の連携を図っていきます。

重点施策1：食品ロスの発生抑制

◆食品ロスに関する情報発信と普及啓発

重点施策2：食品関連事業者の取組に対する支援

◆事業者による食品ロス削減の推進

重点施策3：未利用食品等の有効活用の促進

◆フードドライブ、フードバンクの活用

(3) 数値目標

■1人1日あたりの家庭系食品ロス量

本計画：【R6】 89.1g/人・日 ⇒ 【R17】 76.6g/人・日（R6年度比14%削減）

■1人1日あたりの事業系食品ロス量

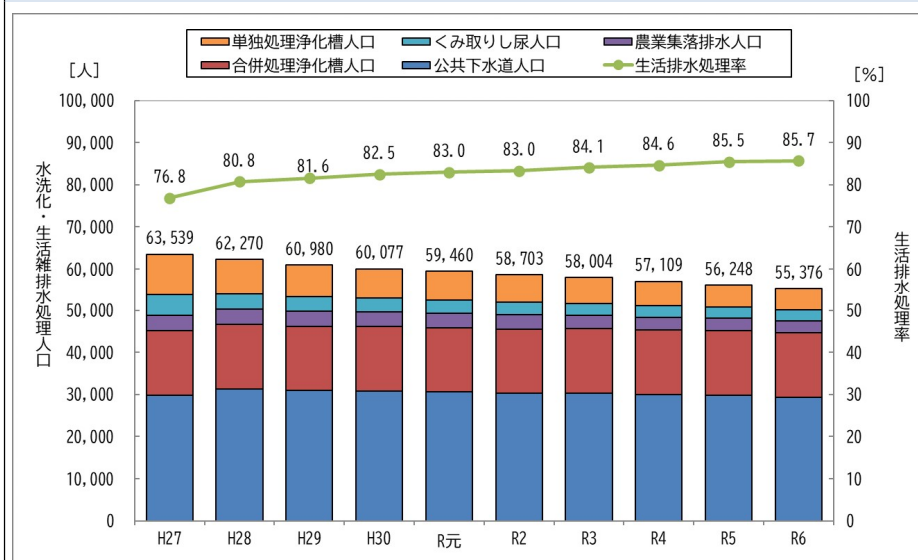
本計画：【R6】 28.7g/人・日 ⇒ 【R17】 24.7g/人・日（R6年度比14%削減）

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の現状

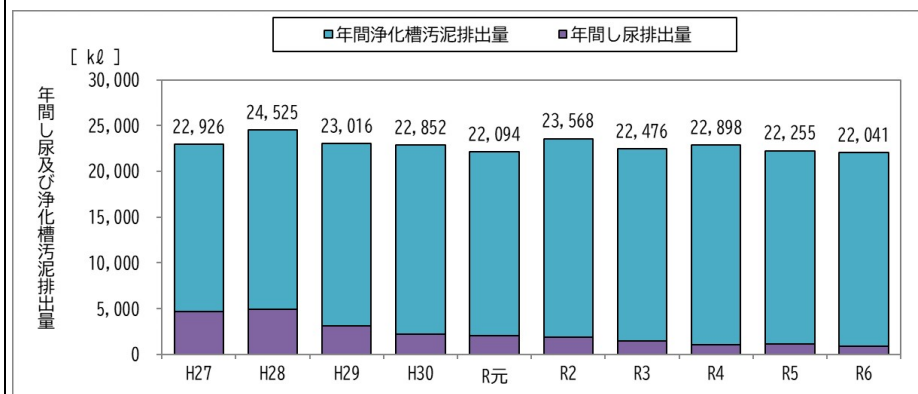
本市における生活排水処理の現状は以下のとおりです。

水洗化人口及び生活排水処理率



計画内処理区域人口
：55,376 人
→減少傾向
水洗化人口：47,451 人
→減少傾向
生活排水処理率：85.7%
→増加傾向

し尿及び汚泥排出量（令和6年度実績）



年間し尿排出量：893kL
→減少傾向
年間汚泥排出量：21,148kL
→減少傾向

(2) 今後の生活排水処理

基本方針1：集合処理施設による処理を推進

市街地等の人口密集地域における生活排水は、下水道及び農業集落排水施設の集合処理施設による処理を基本とし、普及を図っていきます。

基本方針2：合併処理浄化槽による処理を推進

集合処理施設により処理する区域以外の地域については、合併処理浄化槽による処理の普及を図っていきます。

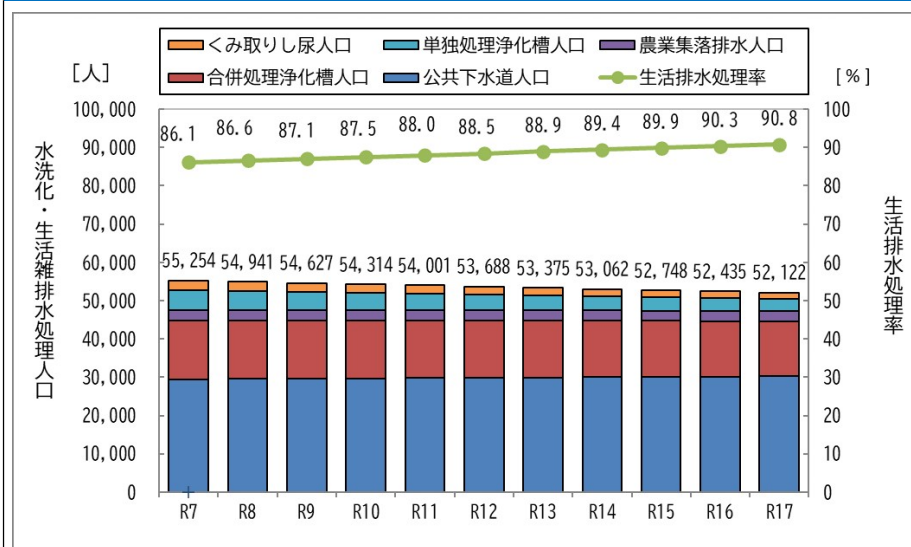
基本方針3：合併処理浄化槽への転換活動の実施

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している事業所又は家庭等については、合併処理浄化槽への転換促進を図っていきます。

生活排水処理率目標値

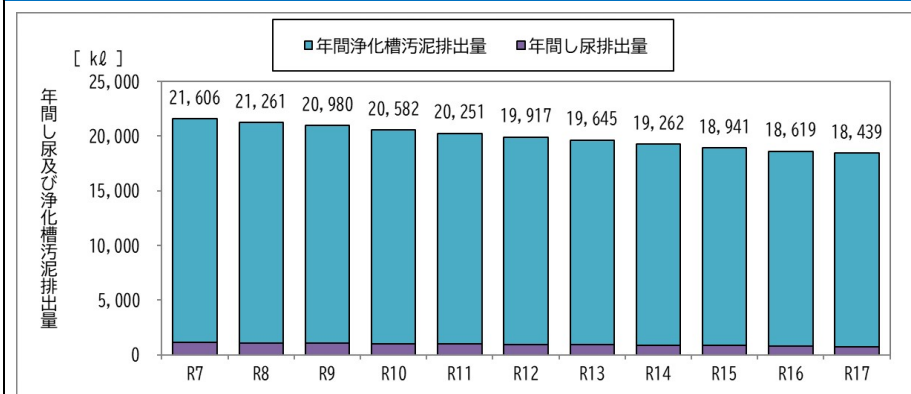
本計画：概ね90%

生活排水処理人口及び処理率の将来推計



計画内処理区域人口
： 52,122 人
生活排水処理人口：47,327 人
生活排水処理率：90.8%

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の将来推計



年間し尿排出量：707kL
年間汚泥排出量：17,732kL

南相馬市一般廃棄物処理基本計画【計画改定】

～概要版～

令和 8 年 4 月

発行 南相馬市市民生活部生活環境課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27（本庁舎 1 階）

TEL 0244-24-5231 FAX 0244-23-0311

E-mail seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp